

「爽風館高等学校定時制給食調理業務」に関する入札説明書

令和 7 年 3 月

大 分 県

爽風館高等学校定時制給食調理業務に係る令和7年3月3日付け入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 爽風館高等学校定時制給食調理業務（以下「本件」という。）
- (2) 業務内容 爽風館高等学校定時制給食調理業務委託仕様書（別添資料1：以下「仕様書」という。）に記載する業務
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 給食提供期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日（学校の休業日を除く。）
- (5) 対象施設 大分県立爽風館高等学校定時制（大分市上野丘1丁目11番14号）
- (6) 入札方法 上記(1)の業務名を入札に付す。本件入札は、一般競争入札方法により行う。入札金額は、契約期間の総額とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。
なお、実績は、過去2年間に2箇所以上とする。
- (4) 厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理業務を自社において確立し、現に、これに基づき調理業務を行っていること。
- (5) 従業員に対して食品の安全衛生に関する教育を計画的に実施していること。
- (6) この公告の日から5に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規

- 定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に令和7年3月27日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を添付した申請書（別記様式第1号）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（1）添付書類

- ア 会社概要書（経営理念、業務内容、組織体制、従業員数等が分かる資料）
- イ 契約実績に関する資料（契約実績調書（別記様式第3号）及び契約書の写し等）
- ウ 衛生管理に関する資料（衛生管理マニュアル、衛生管理体制等）
- エ 従業員の安全衛生教育に関する資料（安全衛生に関する研修計画等）

（2）申請の時期

令和7年3月3日（月）から同月14日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日を除く。）

（3）申請書等の提出先

大分県庁舎別館8階 大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5636

（4）申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県教育庁体育保健課に必着のこと。また、封筒に「爽風館高等学校定時制給食調理業務委託に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

(5) 提出部数

各1部

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月27日(木)午後2時

(2) 場所 大分県庁舎別館8階86会議室

※県庁舎本館、別館、新館の駐車場は、使用できないので、自家用車等で来庁する場合は、近隣の有料駐車場に駐車願います。

6 入札の方法

- (1) 大分県が入札参加資格を確認しなかった者又は大分県が入札参加資格を確認した後入札参加資格を失うことになった者は、入札に参加を認めない。
- (2) 入札者は、入札書(別記様式第4号の1又は第4号の2)を提出しなければならない。
- (3) 単位に留意のうえ、入札金額を記載すること。
- (4) 入札書は、封筒に入れ、業務名及び住所・氏名を記載して提出すること。
- (5) 入札は、入札者本人又はその代理人が入札書を提出すること。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状(別記様式第5号)を提出すること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札書の代表者氏名の下に代理人氏名を記載し、代理人使用印を押印すること。(別記様式第4号の2)
- (8) 入札者本人又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (9) 落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とし、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、非課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (10) 提出した入札書については、書換え、引替え又は撤回を認めない。
- (11) 開札は、入札終了後直ちに5に掲げる場所において行う。なお、その際、入札者本人又はその代理人が立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない県職員を立ち会わせて行う。
- (12) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときはこれを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

7 契約について

(1) 契約書の案

契約書の案は、別添資料のとおりとする。

(2) 契約書等の作成

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

8 入札保証金

見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部または一部の納付が免除される。

9 契約保証金

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により契約保証金の全部を免除する。

10 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの。

(2) 入札に関する条件に違反したもの。

(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

11 最低制限価格に関する事項

設定しない

12 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において再入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじによる落札者決

定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

(1) 本入札及び契約に関する担当部署

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁体育保健課学校保健・食育班

電話 097-506-5636 FAX 097-506-1866

(2) 質問方法

入札説明書等に対する質問方法等は、下記による。

ア 質問は、令和7年3月3日(月)午前9時から同月12日(水)午後5時までに、13の(1)に掲げる部署に、質問書(別記様式第7号)をファクシミリにより提出して行うこと。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

イ 質問への回答

令和7年3月17日(月)午後5時までに、参加資格を満たした者全てに対して、ファクシミリにより回答する。

(3) 入札及び契約に係る費用

ア 本件入札及び契約に係る費用、申請書及び入札参加資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者及び契約者の負担とする。

イ 提出した申請書及び確認資料は、入札参加資格の確認以外の目的には使用しない。